

第1章 総則

1 適用範囲

- (1) この特記仕様書は、水戸市（以下「発注者」という。）が、請負により施工する工事に適用するものであり、受注者は、発注者が定める監督員の指示に従って、これらの工事の施工をするものとする。
- (2) 工事は、それぞれの工種に応じ、本仕様書に定める仕様に従い施工すること。
- (3) 工事は、すべて水戸市建設工事請負契約書及び設計図書に基づいて施工するものとする。
- (4) 仕様書又は契約図面等に疑義が生じた場合は、すべて、発注者の指示によるものとする。
- (5) 本工事施工内容に変更が生じた場合は、発注者の積算基準により設計変更を行う。
- (6) 仕様書又は契約図面等に明記されていないもの又は交互符号しないものがある場合には、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

2 設計図書

本工事の設計図書は次のとおりである。

- ・ 仕様書
- ・ 現場説明書及び現場説明に対する質問回答書
- ・ 技術提案書及び提出した三面図

3 提出書類

- (1) 受注者は指定の期日までに、発注者の定める様式により必要な書類を提出すること。
- (2) 提出書類に変更が生じた場合は、直ちに発注者の承諾を受けること。
- (3) 工事関係書類は、監督員の確認を受けられるよう、常に整備しておくこと。
- (4) 受注者は、監督員が指示した場合は、別に定める工事打合せ簿を作成し、提出すること。
- (5) 受注者は、工事着手前に、現場代理人及び主任（監理）・専門技術者（経歴書も含む）を発注者に通知しなければならない。また、これらの者を変更したときも同様とする。
- (6) 受注者は、契約後、速やかに次の事項を含む施工計画書を発注者に提出し、承諾を受けなければならない。また、受注者は、施工計画書を遵守し、工事の施工にあたらなければならない。

- ・ 工事概要 ・ 計画工程表 ・ 現場組織表 ・ 指定機械 ・ 主要機械
- ・ 主要資材 ・ 施工方法 ・ 施工管理計画 ・ 安全管理 ・ 緊急時の体制及び対応
- ・ 交通管理 ・ 環境対策 ・ 現場作業環境の整備
- ・ 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法

- (7) 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事履行報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。
- (8) 受注者は、工事に使用する材料の各種試験成績書を提出しなければならない。
- (9) 工事に使用する材料で製作加工等を必要とするものは、受注者は、その製作加工図を提出し、発注者の承諾を受けなければならない。
- (10) 仕様書、設計書及び設計図に記載されていない特製品又は材料を使用する場合は、受注者は、その資料となる関係書類を提出し、発注者の承諾を受けなければならない。
- (11) 受注者は、建設工事必携 写真管理基準(案)に基づいて、着工前写真、工程写真、完成写真等を適時撮影し、これをまとめて発注者に提出しなければならない。
なお、写真撮影に当たっては、箇所の確認、寸法の判定ができるよう工夫し、工事の順序にしたがって、工種、撮影時期、測点、寸法等の説明をつけて整理することとする。なお、撮影箇所一覧表に記載のない工種については、監督員と管理項目を協議の上で取り扱いを定めるものとする。
- (12) 受注者は、工事完成後、工事完成図を作成し、提出しなければならない。

4 保安及び衛生

- (1) 工事現場の管理は、労働基準法、労働安全衛生規制その他関係法令にしたがって適切な施工をし、火災、盗難、その他事故防止に十分注意しなければならない。
- (2) 現場は常に整理整頓し、一部工事を終了したときは、その部分毎に跡片付け清掃を行い、清潔さを保持するよう努めなければならない。
- (3) 工事施工場所を明示する標識及び現場の安全維持に必要なすべての設備を設けなければならない。
- (4) 受注者は、工事施工にあたり受注者が行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例または設計図書の定めにより実施しなければならない。
- (5) 受注者は、諸手続きにおいて、許可、承諾書を得たときは、その書面を監督員に提示しなければならない。なお、監督員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。

5 事故防止

- (1) 本工事箇所において、路面沈下等を発生させないように十分注意し、安全な施工を行うこと。
- (2) 歩行者に対しては、安全な通行を確保できるようにし、必要に応じ誘導すること。
- (3) 受注者は、工事の施工に際し、公衆の生命身体もしくは財産に関する危害又は迷惑を防止するため必要な処置を講ずること。
- (4) 工事は、各工種に適した工法に従って施工し、設備の不備、不完全な施工等によって事故を起こすことがないように十分注意すること。
- (5) 工事用機械器具の取り扱いには、熟練者を配置し、常に機能の点検整備を完全に行い、運転に当たっては操作を誤らないようにすること。

(6) 工事期間中、資材、コンクリート、土砂等の搬入出口には、交通整備員あるいは保安要員を配置して、安全を期すること。

(7) 工事施工中、万一事故が発生したときは、所要の処置を講ずるとともに、事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容等について、直ちに監督員に連絡するとともに、指定する期日までに、工事事務報告書を提出しなければならない。

6 公害防止

(1) 工事に使用する道路は、常に路面状態を監視し、工事用車両の通行により道路が損傷するか、又はそのおそれがあるときは、直ちに補修を行い、地区住民に迷惑を及ぼさないよう留意しなければならない。

(2) 工事中は人畜、構造物、田畑、作物等に損傷を与えぬよう注意しなければならない。

7 測量及び試験

(1) 工事に必要な測量は、受注者が行うものとする。

(2) 基準点は監督員の指示するものを用いなければならない。

(3) 基準点に変動を与えてはならない。もし、移動の必要が生じた場合は、監督員の承認を受けてその立会いのもとに行い、成果表を提出するものとする。

(4) 試験調査は原則として、監督員及び受注者の両者立会いのもとで行うこと。

(5) 試験結果の報告書は、速やかに作成し、監督員に提出して、その確認を受けること。

8 工事施工

(1) 受注者は、常に工事の進行状況について把握し、予定の工事工程と実績とを比較して、工事の円滑な進行を図ること。

(2) 受注者は、工事の出来高、品質等が、この仕様書、設計図等に適合するよう十分な施工管理を行うこと。なお、管布設における、起点・終点の逆勾配は認められない。

(3) 施工上、製作図、原寸図、施工図、詳細図又は設計図等を必要とする場合はこれらを作成の上、監督員の承諾を受けること。

(4) 受注者は、監督員が常に施工状況の確認ができるよう必要な資料の提出および報告書等適切な処置を講ずること。

(5) 試験調査に際しては、あらかじめ試験調査計画書を提出し、監督員の確認を受けること。

9 ウィークリースタンス対象工事

(1) この工事は、ウィークリースタンス実施要領の対象工事であるため、「水戸市ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者の協力のもと取組むものとする。

工事施工に関する特記仕様書

本設計図書に定めのない事項については，県施行の

『茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書』

『茨城県土木工事施工管理基準』

『茨城県土木工事出来形及び品質の規格値』

を遵守すること。

分別解体等・再資源化等特記仕様書

1 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第9条第1項に規定する対象建設工事であるため、分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

なお、本工事における分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

① 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法（※）
	①仮設	仮設工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 （ Co塊 ）	その他の工事 ■有 □無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用

※ 「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

② 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
Co塊	根崎解体工事(株)水戸リサイクルセンター	水戸市谷津町1182-1

※ 上記②については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

③ 受入時間 8：30～17：00

2 その他

工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件によりがたい場合は、監督員と協議するものとする。

再生資源利用計画に関する特記仕様書

- 1 茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書第1編第1章総則1-1-1-19 建設副産物における「再生資源利用計画（実施）書」及び「再生資源利用促進計画（実施）書」を作成する場合、「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」によりデータを入力して、監督員に出力した内容の確認を受けること。

※COBRISに関する問い合わせは

一般財団法人 日本建設情報総合センター（JACIC）

建設副産物情報センター

<http://www.recycle.jacic.or.jp>

〒107-8416 東京都港区赤坂7丁目10番20号

アカサカセブンスアヴェニュービル2F

TEL：03-3505-0416 FAX：03-3505-0520

E-mail: recycle@jacic.or.jp

【お問い合わせ受付時間】

AM9:30～PM5:30（土日、祝祭日を除く）

ワンデーレスポンス実施に関する特記仕様書

- 1 本工事は、ワンデーレスポンス対象工事である。

ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問又は協議に対し「その日のうちに」回答することである。ただし、即日回答が困難な場合には、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を「その日のうち」に連絡することにより現場の手待ちを減少させる取り組みである。

ワンデーレスポンスの実施にあたっては、現場での作業時間の短縮や工事成果物の品質向上のため、受発注者が協力して現場の課題等に取り組むものである。

- 2 現場代理人は、現場調査及び設計図書の照査が完了した後、現地と設計図書との整合性、今後施工を進める上で支障となり得る事項について、現場での作業開始前に発注者と協議し共有しておくものとする。

- 3 現場代理人は、現場で発生した問題が発注者側に確認する内容であれば、速やかに監督員に質問するものとする。ただし、監督員への質問又は協議は、受注者側で精査した上で行うものとし、原則、工事打合せ簿を用いて協議するものとする。

- 4 現場代理人は、監督員の回答が十分でない場合には、再度監督員に質問又は協議することができる。

コリンズ（CORINS）登録についての特記仕様書

受注者は、工事請負金額500万円以上の工事について、「茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書 1－1－1－5 コリンズ（CORINS）への登録」に則り、工事实績情報システム（CORINS）に基づき工事实績情報を作成し、監督員の確認を受けた後に（一財）日本建設情報総合センターに登録しなければならない。

記

- 1 工事請負金額 500万円以上の工事は受注時・変更時・完成時・訂正時登録とする。
- 2 受注時登録は、契約締結後土日・祝日・年末年始を除く 10 日以内に登録しなければならない。
- 3 工事施工中に登録内容に変更があった場合は、変更があった日から土日・祝日・年末年始を除く10日以内に変更内容を登録しなければならない。
- 4 完成時登録は、工事完成後土日・祝日・年末年始を除く 10 日以内に登録しなければならない。
- 5 変更時と完成時の間が土日・祝日・年末年始を除く 10 日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。
- 6 工事の完成後において訂正または削除する場合は、監督員の確認を受けた上で、（一財）日本建設情報総合センターに登録申請を行うこと。
- 7 変更後請負代金額が500万円以上となった場合は、登録を行うこと。
- 8 変更後請負代金額が500万円未満になっても引続登録を行うこと。

建設業退職金共済制度の確認について

- 「掛金収納書提出用台紙」（電子申請方式は「掛金収納書（電子申請方式）」）の提出にあたっては、1件の請負代金額が**500万円以上**の工事とする。なお、契約変更により500万円以上となった場合は提出の必要はない。
- 受注者は、建設現場ごとの元請・下請を含めた対象労働者の就労日数を把握し、必要な枚数を購入するように努めること。
 - 退職金共済証紙又は退職金ポイントの購入額は次の式から算定した額を標準とする。

$$\text{総工事費} \times \text{共済証紙の購入率} \times \text{対象工事における労働者の建退共加入率} \div 70$$
 - 上記の式において、総工事費は請負代金と無償支給材料評価額の合計額とし共済証紙の購入率は下表に掲げる値とする。

	土 木					
	舗装	橋梁等	隧道	堰堤	浚渫・埋立	その他の土木
1,000～9,999千円	3.5/1000	3.5/1000	4.5/1000	4.1/1000	3.7/1000	4.1/1000
10,000～49,999千円	3.3/1000	3.2/1000	3.6/1000	3.8/1000	2.8/1000	3.6/1000
50,000～99,999千円	2.9/1000	2.8/1000	2.8/1000	3.1/1000	2.7/1000	3.1/1000
100,000～499,999千円	2.3/1000	2.1/1000	2.1/1000	2.5/1000	1.9/1000	2.3/1000
500,000千円以上	1.7/1000	1.6/1000	1.9/1000	1.8/1000	1.7/1000	1.8/1000

	建 築		設 備	
	住 宅・同設備	非住宅・同設備	屋外の電気等	機械器具設置
1,000～9,999千円	4.8/1000	3.2/1000	2.9/1000	2.2/1000
10,000～49,999千円	2.9/1000	3.0/1000	2.1/1000	1.7/1000
50,000～99,999千円	2.7/1000	2.5/1000	1.8/1000	1.4/1000
100,000～499,999千円	2.2/1000	2.1/1000	1.4/1000	1.1/1000
500,000千円以上	2.0/1000	1.8/1000	1.1/1000	1.1/1000

購入枚数の把握が困難な場合には、独立行政法人勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部のホームページ(<https://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>)を参考にすること。

- 建設業退職金共済証紙を購入した場合には、契約締結後30日以内に「掛金収納書提出用台紙」を提出すること。電子申請方式を選択した場合には40日以内に「掛金収納書」を提出すること。ただし、工事契約締結当初において、本制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に提出できない場合には、「掛金収納書提出用台紙」にその理由を記載すること。
 想定される理由を参考に例示する。
 - ① 会社に退職金制度がある。
 - ② 従業員が中小企業退職金共済事業の被保険者である。
 - ③ その他の退職金制度に加入している。
 - ④ 会社の余剰証紙を活用する。
 なお、証紙の追加購入等を行った場合には、工事完成までに「掛金収納書提出用台紙」または「掛金収納書」を提出すること
- 工事完成時においては、下記のとおり対応すること。
 - （証紙貼付方式の場合）
 「建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表」を作成・提出し、併せて「工事別共済証紙受払簿」を提示すること。
 - （電子申請方式の場合）
 「建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表」を作成・提出し、併せて「掛金充当書」を提示すること。

現場代理人の兼務に関する特記仕様書

- 1 本工事（低入札価格調査制度の調査対象となった工事を除く。）の受注者は、本市内の区域において本工事と他の工事の現場代理人を兼務することができる。現場代理人が兼務をすることができる工事の件数は、2件までとするが、兼務をする工事の中に、工事目的物全ての現場施工が完了した工事（以下「現場施工完了工事」という。）を含む場合は、3件までとする。
- 2 対象となる工事は、水戸市発注の工事の他、許可が得られれば、他の公共団体等発注の工事も兼務の対象（低入札価格調査制度の調査対象となった工事を除く。）とする。
- 3 現場代理人の兼務は、本工事と他の工事それぞれの予定価格が、4,500万円（税込）未満のものとする。
- 4 現場施工完了工事として他の工事と現場代理人を兼務させようとするとき（兼務する工事が決まっていない場合も可）は、あらかじめ「現場施工完了通知書」（様式第1号）により通知し、工事目的物全ての現場施工が完了しているかの確認を受けなければならない。
- 5 現場代理人が工事を兼務するときは、あらかじめ「現場代理人兼務届」（様式第2号）により届出をしなければならない。この場合において、受注者は、連絡員の氏名及び連絡先を届け出るものとする。ただし、現場施工完了工事について、現場代理人が携帯電話等で常に連絡を取ることができる場合は、現場施工完了工事における連絡員の配置を省くことができる。
- 6 連絡員は、次の条件を満たすものでなければならない。
 - （1）受注者と直接的な雇用関係のある者（当該工事に係る下請業者と直接的な雇用関係のある者を含む。）であること。
 - （2）建設業許可における経営管理責任者又は営業所ごとの専任技術者でないこと。
 - （3）他の工事の現場代理人、主任技術者及び連絡員でないこと。
- 7 兼務にあたって、現場代理人は、現場施工完了工事を除き一方の現場に偏ることなく、適切にそれぞれの現場を管理し、建設工事請負契約書第10条を遵守すること。
- 8 作業期間中に現場代理人が兼務する他の工事のため不在となるときは、現場施工完了工事を除き連絡員を当該現場代理人が不在となる現場に滞在させなければならない。
- 9 兼務に係る工事について、安全管理や工程管理（着工及び履行遅延）等の施工管理体制に問題が生じた場合は、当該現場代理人の兼務は取消され、常駐できる現場代理人を選定しなくてはならない。その後の当該受注者に係る水戸市発注工事においては、新たな現場代理人の兼務を4か月間認めない。

様式第 1 号（第 5 条関係）

課長	課長補佐	係長	係

現場施工完了通知書		年 月 日
水戸市長 様		
受注者名		
工 事 名		
工 事 場 所		
工 期	年 月 日から 年 月 日まで	
請 負 金 額		
現 場 代 理 人	氏名	連絡先
上記工事について、工事目的物全ての現場施工が完了し、現場代理人を他の工事の現場代理人に兼務させたいため、通知します。		

※ 添付書類：写真 1 部（工事目的物の完成が確認できる全景写真等）

現場施工完了確認通知書	
上記工事について、水戸市現場代理人常駐義務緩和措置取扱要領第 5 条に基づき、現場施工の完了を確認したので通知します。	
年 月 日	
受注者	様

水戸市長 印
(担当課)

※2部作成すること。

課長	課長補佐	係長	係

		年 月 日		
現場代理人兼務（変更）届				
水戸市長 様		受注者名		
現場代理人	氏名	連絡先		
上記の現場代理人は、下記工事の現場代理人を兼務します。 なお、兼務するそれぞれの工事の施工にあたっては、関係法令等を遵守し、安全管理、工程管理等万全を期し、万一施工が不適切と判断されたときは、兼務の取消しをされてもいかなる異議を申しません。				
1	現在契約している工事	工事名		
		工事場所		
		工期	年 月 日から 年 月 日まで	
		請負金額		
		連絡員※	氏名	連絡先
		現場施工完了の有無	☐ 有（現場施工完了確認通知日 年 月 日） ☐ 無	
2	☐ 新現在に契約している工事	工事名		
		工事場所		
		工期	年 月 日から 年 月 日まで	
		請負金額		
		連絡員※	氏名	連絡先
		現場施工完了の有無	☐ 有（現場施工完了確認通知日 年 月 日） ☐ 無	

3	新たに兼務をする工事	工 事 名		
		工 事 場 所		
		工 期	年 月 日から 年 月 日まで	
		請 負 金 額		
		連 絡 員 ※	氏名	連絡先

☐ 上記工事は、仕様書等において現場代理人が兼務することを認める旨の条件を付したもの（工事が市以外の者の発注である場合にあっては、現場代理人が兼務をすることについて当該工事の発注者から許可が得られたもの）であり、それぞれの予定価格が45,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）未満です。
☐ 低入札価格調査制度の調査対象となった工事ではありません。
☐ 現場代理人兼務配置停止の期間ではありません。
☐ 連絡員は、建設業許可における営業所の専任技術者、経営管理責任者、又は他の工事の現場代理人、主任技術者及び連絡員ではありません。

※ 添付書類

1. 上記工事の位置関係が分かる図面、工程表及び連絡員の雇用関係を証明するもの。
2. 現場施工完了工事については、現場施工完了確認通知書の写し。

※ 留意事項

1. 現場施工完了工事について、現場代理人が携帯電話等で常に連絡を取ることができる場合は、現場施工完了工事における連絡員の配置を省くことができる。
2. □箇所については、☑にて選択、又は確認すること。
3. 本様式は両面使用とすること。

暴力団等の排除に係る特記仕様書

- 1 水戸市が発注する建設工事等の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団関係者等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等（以下、暴力団等という。）と下請契約を締結してはならない。
- 2 水戸市が発注する工事を履行するに当たり、暴力団等から資材、原材料等を購入したり、暴力団等が関与する廃棄物処理施設を使用してはならない。
- 3 水戸市が発注する建設工事等において、暴力団等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否するとともに、その旨直ちに発注者等に報告し、併せて所轄の警察署に届け出ること。
- 4 上記の暴力団等の排除に関する具体的な手続きは、「水戸市建設工事等からの暴力団等の排除に関する要項」及び「水戸市建設工事等からの暴力団等の排除に関する協定書」に基づき行うものとする。

デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行なうことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、別紙様式「使用申請（承諾）書」にて申し出、監督員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以下「対象工事」という。）とすることができる。対象工事では、以下の要件の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下「使用機器」という。）については、茨城県土木部・茨城県企業局の建設工事必携（以下「建設工事必携」という。）写真管理基準「2-2撮影方法」及び営繕工事写真撮影要領（以下「営繕写真要領」という。）「2. (3)撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ、信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。

なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は「電子政府における調達のために参照すべき暗号リスト（CRYPTREC暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。なお、信憑性確保の観点から、原則、この使用機器の事例から選定すること。

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、提示した使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、建設工事必携の写真管理基準「2-2撮影方法」及び営繕写真要領「2. (3)撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではなく、従来方式（物理的小黑板利用）の撮影を併用することを認めるものとする。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、建設工事必携の写真管理基準及び営繕写真要領に準ずるが、小黑板情報の電子的記入については、建設工事必携「2-5写真編集等」及び営繕写真要領「4. (1)」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行なった写真の納品

受注者は、小黑板情報の電子的記入を行なった写真（以下「小黑板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督員へ納品するものとする。

なお納品時に、受注者はURL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行ない、その結果を併せて監督員へ提出し、確認を受けること。

別紙様式

使用申請（承諾）書

水戸市〇〇部〇〇〇〇課
監督員 〇〇〇〇 様

令和〇〇年〇〇月〇〇日

株式会社 〇〇〇〇建設
現場代理人 〇〇〇〇

下記工事について、小黑板情報の電子化を実施したく申請します。

工 事 名	幹線市道〇〇号線 道路改良工事
場 所	〇〇〇町
工 期 (西暦記載可)	令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日
対象工種	※実施対象を明確に記入すること。 (例)全工種，土工事のみ，施工状況のみ，出来形のみ
使用機器・ ソフトウェア等	※使用機器・機能・製品名・形式など詳細に記入すること。
信憑性確認の方法	※確認方法について明確に記載すること。 (例)上記機器に搭載されているチェックシステムを使用します。 (例)JACICのチェックツール(無償)を使用します。
写真納品の方法	(例)工事写真帳に含め提出します。（紙媒体による写真） 併せて信憑性確認結果を提出します。（紙媒体，CSVファイルデータ）

令和〇〇年〇〇月〇〇日
株式会社 〇〇〇〇建設
現場代理人 〇〇〇〇 様

上記内容について、
承諾
不承諾
します。

水戸市〇〇部〇〇〇〇課
監督員 〇〇〇〇

課	長	技	正	課長補佐	係	長	係

※2部作成すること。

設計変更ガイドラインに関する特記仕様書

設計変更等については、契約書第18条から第24 条及び土木工事共通仕様書
共通編 1－1－1－15 から 1－1－1－16に記載しているところであるが、
その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガ
イドライン 平成30 年 4 月」（水戸市）によることとする。

建設発生土の再利用に関する特記仕様書

本工事における建設発生土は、第3種建設発生土以上を埋戻し等（発生土埋戻し指定箇所）に再利用するものとする。

受注者は仮置きを行う場合、周辺環境に配慮し、及び発生土の品質低下を防ぐよう必要な措置を講ずること。

第3種建設発生土以下の場合は、速やかに監督員と協議をし、指示を仰ぐこと。

再生アスファルト混合物使用に関する特記仕様書

- ~~1 舗装版掘削にあたっては路盤材が混入しないよう掘削，積込すること。~~
- ~~2 アスファルト廃材は，再資源化施設へ搬入すること。~~
- ~~3 実際に運搬した重量の資料を監督員に提出すること。~~
- ~~4 再生加熱アスファルト混合物の配合設計は，「アスファルト舗装要綱」，「舗装の維持修繕要領」及び「プラント再生舗装技術指針」に準じて行うこと。~~

再生砕石（ＲＢ材）の使用に関する特記仕様書

- 1 セメントコンクリート再生砕石の使用は，路床入替や小規模構造物の基礎等使用する。
- 2 使用にあたっては，よく敷均し十分に転圧すること。
- 3 茨城県コンクリート再生砕石使用基準に準じて行うものとする。

工事用標示板に関する特記仕様書

工事用標示板については、茨城県土木部検査指導課ホームページの土木工事保安対策技術指針（以下「指針」という。）を工事着手前に必ず確認し、指針に従い設置すること。なお、指針中の工事標示板，工事情報看板（工事前）及び工事説明板（工事中）等の発注者欄については、下記のとおり茨城県を水戸市に置き換えて設置し，市章については表示しないものとする。

記

（例） 発注者 茨城県〇〇土木事務所〇〇〇〇課
電話 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇



発注者 水戸市長 高橋 靖
都市計画部公園緑地課
電話 ０２９－２２４－１１１１
内線 ３４９２

工事施工にあたっての注意事項

~~1 工事に伴う家屋等被害防止仕様書~~

- ~~（１）この仕様書は、道路改良工事に伴う路線近接家屋等の被害発生防止を目的とする。~~
- ~~（２）当該工事に伴い、被害発生の予想される工法（土留工、振動、水替等）は、工事施工計画書を提出し監督員の承諾を得、計画内容を遵守し、被害の発生防止に努めること。また、工法等に変更を生ずる場合は、必ず工事打合せ簿を提出し、承諾を得て実施すること。~~
- ~~（３）受注者は、請負工事が責任施工であることを自覚し、近接家屋等については独自に事前調査を行い、調査結果は関係所有者の確認を得ること。施工中は、家屋等について異常の有無を確認すること。また、家屋等の所有者と綿密な連絡を取り、状況の把握に努めること。~~
- ~~（４）施工中、被害が生じた場合は、作業を一時中止し、速やかに監督員に連絡し、応急処置をとり補修しなければならない。~~

2 公共工事現場における不正軽油使用防止対策について

- （１）現場で不正軽油を使用しない、させないこと。
- （２）不正軽油を購入しないこと。
- （３）取引関係にある運送事業者等が不正軽油を使用している場合には、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- （４）下請契約の相手方又は燃料納入業者を選定するにあたっては、不正軽油を使用する者又は不正軽油を販売する者を排除すること。
- （５）現場で県税事務所が行う使用燃料の抜取調査に協力するとともに、調査の際は現場代理人が立ち会うこと。
- （６）当該工事に関して、法令（地方税法）に違反していることが判明した場合は直ちに監督員に報告すること。

※ 不正軽油とは、地方税法第144条の32の規定による知事の承認を得ないで行われた次のものをいう。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">1 軽油と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和したもの。2 軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和して製造された軽油3 自動車の燃料として譲渡、消費される燃料炭化水素油（重油、灯油等） |
|--|

排出ガス対策型建設機械に関する特記仕様書

本工事の施工に際し、下記に掲げる建設機械については、原則として排出ガス対策型（国土交通大臣官房技術審議官の認定を受けたエンジンを搭載したもの）を使用すること。

記

1. ブルドーザー
2. バックホウ
3. トラクタショベル
4. ホイールクレーン
5. マカダムローラー
6. タイヤローラー
7. 振動ローラ
8. 発動発電機
9. 空気圧縮機

過積載による違法運行の防止対策に関する仕様書

1. 積載重量制限を超過して工事用資料等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
3. 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
4. さし柢装着車、物品積載装置の不正改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。
5. 過積載車輛、さし柢装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
6. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし柢装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
7. 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
8. 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。

※不表示車：法第4条における表示義務違反車のことです。

工事における交通誘導員の現場対応の特記仕様書

交通誘導は、工事現場内での事故を未然に防止するため、歩行者や一般車両等を安全かつ的確に誘導しなければならない。このため、交通誘導員の現場対応にあたっては、次の点に留意すること。

- 1 道路交通法における歩行者や車両の通行方法等の規定や道路使用許可の条件を熟知し、それに従い誘導すること。
- 2 日々の工事の作業内容及び現場の交通状況全般を把握し、安全かつ的確な誘導に努めること。
- 3 交通誘導にあたっては、交通状況が十分に把握でき、また、歩行者や一般車両等から容易に確認できる位置で行うこと。
- 4 高齢者や障害者、妊婦等の誘導にあたっては、声がけをする等、十分に配慮するものとし、必要な誘導や情報提供に努めること（視覚障害者への対応については別紙参照）。
- 5 交通誘導にあたっては、特別な権限を有する者のような指示、命令を行わないこと。また、言葉使いや態度には十分配慮し、誤解のないよう対応すること。
- 6 相手に不快感を与えることのないような服装、その他身だしなみで行うこと。
- 7 現場代理人との意思疎通に努め、トラブルが発生した際は、直ちに報告するとともに指示に従い行動すること。
- 8 交通誘導にあたっては、常に職務に専念し、工事の作業等に従事しないこと。

工事における視覚障害者への対応について

視覚障害者と一口に言っても、見えなくなった時期、障害の状況や程度はさまざまです。白杖を持たずに歩いたり、白杖は持っても声のする方に視線が向いたりして、一見、視覚障害者に見えない場合もあります。

まずは、本人に、どのようなサポートを希望するか確認してください。

■声をかける時

視覚障害者が工事現場を通る場合は、正面から至近距離（1.5 m程度）まで近づき、こちらから声をかけ、自分の所属と名前を名乗り、工事をしている旨を説明してください。

■誘導する時

視覚障害者に誘導が必要かどうか、必要な場合には誘導方法を尋ねてください。誘導する際は、障害者の体に触れる為、一言断りを入れてから自分の肘又は肩を捕まらせて誘導してください。

誘導の際は、足元、障害物、車両等の危険物に十分配慮し、安全確保に努めるとともに状況を説明しながら誘導し、誘導を終えた際は、その旨を伝えてから終了してください。

視覚障害者の腕や白杖を掴んで引っ張ったり、後ろから押しての誘導、誘導棒を振って誘導する、空間に黙って放置する等の行為は行わないよう、特に注意してください。

■その他

個人差はありますが、多くの視覚障害者は、自分の周囲の様子を頭の中にイメージしながら生活していますので、日常的に利用している場所や、使用している物についてはそれほど不自由を感じさせないように移動したり使用しています。これは身体が覚えているからできることなのです。

ですから、様子のわからない不慣れな場所や、初めての場所、日常的に利用・使用している場所でも、普段と様子が変わっていると戸惑うことがあります。工事においても、通路（たとえば、点字ブロックの上）に通行の妨げになるものを置かないようにすることや、やむを得ず配置を変えた場合は、特段の配慮が必要となります。

困っているようなときはサポートが必要かどうか声をかけてください。また、その人が、見えない・見えにくいことを心のどこかに留めておいてください。

視覚障害者の見え方は、下の例のように様々な見え方がありますので、それに応じて誘導の方法が変わることも理解してください。

視覚障害者の見え方（一例）



「正常な見え方」



求心性視野狭窄



中心暗点



飛蚊症



同名半盲



視野（上部）欠損

写真提供：茨城県立視覚障害者福祉センター